

三次市教育委員会議案第40号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案を次のように提出する。

平成27年1月27日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（案）

（三次市教育委員会公告式規則の一部改正）

第1条 三次市教育委員会公告式規則（平成16年三次市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

（三次市教育委員会会議規則の一部改正）

第2条 三次市教育委員会会議規則（平成16年三次市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「，委員長」を「，教育長」に改め，同条を第2条とする。

第5条第2項本文中「，委員長」を「，教育長」に改め，同条を第3条と

する。

第6条第2項中「委員長に届け出」を「教育長に届け出」に改め、同条第3項中「，委員長」を「，教育長」に、同条第4項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「，委員長」を「，教育長」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とする。

第9条第2項中「，委員長」を「，教育長」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「，委員長」を「，教育長」に改め、同条を第8条とする。

第11条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「，委員長」を「，教育長」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第15条を第13条とする。

第16条第1項中「，委員長」を「，教育長」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「，委員長が事務局職員の中から教育長の推薦する者を指名して」を「，教育長が事務局職員の中から指名して」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「，出席委員」を「，教育長及び出席委員」に改め、同条を第16条とする。

第19条第2号中「出席委員」を「教育長及び出席委員」に、第9号中「，委員長」を「，教育長」に改め、同条を第17条とする。

第20条中「，委員長」を「，教育長」に改め、同条を第18条とする。

第21条中「，委員長」を「，教育長」に改め、同条を第19条とする。

(三次市教育委員会傍聴規則の一部改正)

第3条 三次市教育委員会傍聴規則（平成16年三次市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第2条から第4条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「委員長」を「教育長」に、「第16条第1項ただし書」を「第14条第1項ただし書」に改める。

第6条の見出し中「委員長」を「教育長」に改め、同条中「，委員長」を「教育長」に改める。

第7条中「，委員長」を「，教育長」に改める。

(三次市教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第4条 三次市教育長に対する事務委任規則（平成16年三次市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に、「第26条第1項」を「第25条第1項」に、「法第27条の規定」を「法第26条の規定」に改める。

(三次市教育委員長職務代理者の指定に関する規則等の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 三次市教育委員長職務代理者の指定に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第6号）

(2) 三次市教育長の職務代理者を定める規則（平成16年教育委員会規則第8号）

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(委員長に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下この条において「旧法」という。）第12条第1項の委員長（以下「委員長」という。）は、第16条第1項の教育長（以下「旧教育長」という。）その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期に限り、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了

する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日)において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、旧法第12条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。